

委員からの御意見と本市の対応等

◎ 意見書の提出状況（会議成立の可否）

26人／29人（89.7%）

⇒ 会議の委員定数29名に対して、過半数となる26名より回答があったため、「宇都宮市子ども・子育て会議条例」第6条第2項に定める定足数の条件を満たしており、会議は有効に成立した。

【資料1】「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の進捗状況について 議事

意見あり	意見なし
12	14

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>女性の出産可能年齢と、社会へ出てからのキャリア形成に重要な時期が重なることが、出生率に影響を与えていると思う。</p> <p>高校生くらいの時点で、「どんな仕事がしたいか？」と合わせて、「女性の出産可能年齢」や「パートナーが育休をとった時に家計にどのような影響があるのか」、「子育て中の就業と家庭の運営・キャリアの中断と復帰について」などの、個人のライフプランやキャリア形成の教育が必要ではないか。</p> <p>早いうちから意識することで、男女ともに、パートナーと家庭運営や仕事キャリア、会社選びなどを、行き当たりばったりではなく意識的に協力して行うことができるようになる。精神的にも経済的にも安定して子どもを産み育てやすくなると思う。</p>	<p>本市においては、結婚、妊娠・出産、育児を機に離職する女性が多い中、働くことを希望する女性が働き続けられることのできるよう、若年層からの就業継続意識や男性の家庭参画の必要性の意識醸成を行うため、女子大学生等を対象に、企業が取り組んでいる子育て支援を学ぶとともに、仕事と子育てに夫婦で取り組み両立している家庭のロールモデルを提供し、家事・子育てを体感する「仕事と子育て家庭のインターンシップうつつのみや事業」に取り組んでおり、その事業を実施する中で、将来のライフプランやワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会について提供しているところであり、引き続き、男女がともに協力し合うことの大切さなどを若年層のうちから学ぶことのできるキャリア形成の教育に取り組んでまいります。</p>
2	<p>早期支援のため、「啓発、講座開催」とあるが、そもそも困難を抱えている人は自らアクションをとりにくい。また、支援者等と連携をはかるとあるが、この支援者等につながらないこともある。</p> <p>みえにくい困難者に対して、どうアプローチしていくのか教えていただきたい。</p>	<p>ニートやひきこもり等の自立に困難を抱える若者やその家族は、世間体からその事実を隠してしまう傾向にあるため、まずは、家族や周囲の方々に、第三者機関への相談を勧める周知啓発が必要であると考えています。そのため、市では、年2回の自治会回覧による相談窓口の案内や、主婦向け情報紙（マロニエリビング）を活用した周知のほか、公共施設や市内商業施設へ周知ステッカーを掲示するなど、できるだけ多くの方の目に触れるよう工夫をしているところです。さらに、地域においても、相談窓口の情報提供が可能となるよう、民生委員・児童委員向けの「活動ガイドライン」に窓口の連絡先を明記し、支援が必要な方への情報提供をお願いしております。</p> <p>また、講座の開催にあたりましては、少人数で周囲に気兼ねなく参加できるような小規模講座や、一定規模の講座については、可能な限りオンライン配信を行うほか、講演会終了後に個別相談の機会を設けるなど、今後も様々な機会を捉え、支援につなげることができるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>共働きが子育てしやすい街ランキング2021で2位だったから、ということの評価につながるのはいかがでしょうか。住民がどうか、その意見を評価につなげてほしい。</p>	<p>市民満足度につきましては、資料1の「5(2)評価の方法」のとおり、基準値に対する実績値の推移を評価しているところであります。</p>

	<p>値はあがっているが、少ししかあがっておらず、3割しかないのに満足と捉えるのはどうなのか。7割は満足していないということになる。満足していない内容については、評価されているのか。</p>	<p>市民満足度の内訳は、基準年度と比較し、「満足」の割合は30.5%（H30：29.9%）に増加、「不満」「やや不満」の割合は20.0%（H30：24.9%）に減少している一方で、「分からない」の割合が43.4%（H30：39.3%）と年々増加していることから、本市の子育て支援に係る施策・事業等について、あらゆる機会を通じて周知に取り組み、情報発信に努めてまいります。</p>
4	<p>待機児童ゼロではなく、希望園に入れない児童がいることを踏まえて評価いただきたい。希望園に入れないことで困っている家庭が多数聞かれている。 人数が充足しているのではなく、その園を希望せざる終えない事情があるのでは？そのあたりは、アセスメントさせているのか。</p>	<p>「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」のアセスメントについてですが、特定園の入所希望者における入所の可否についてではなく、本市における保育ニーズに対する供給体制・整備状況について評価を行っております。 また、希望する保育園以外にも入所のあっせんを希望するご家庭のうち、入所が決定しなかったご家庭に対して、毎月の入所選考後、自宅から近い保育所など入所可能な施設を、情報提供として通知する支援をおこなっております。</p>
5	<p>朝食欠食に関して、学校で朝食を食べるなどの企画をしてみてもよいのではないかと。子どもへ指導しても限りがあるため（親の影響もあるため）、外からの支援を計画されてみてはいいかがか。</p>	<p>全小中学校において、児童生徒へ家庭科等の授業や給食の時間に朝食の必要性について指導しているほか、家庭に対しても、食育だよりの配付等により朝食についての啓発に取り組んでいるところです。 また、各学校においては、朝食欠食の児童生徒を把握しており、保護者との個人面談の際などに、朝食摂取を働きかけているほか、家庭の諸事情により朝食を欠食している場合には、必要に応じて関係課や関係機関につなぎ対応しております。 引き続き、学校と家庭や関係機関が連携しながら、これらの取組等を継続していくことにより、朝食欠食をなくせるよう努めてまいります。</p>
6	<p>小中学校において、必要な物品、親の負担はそれぞれ違うと聞く。 市内での教育格差などが起こらないよう、必要な物品や給食費などを市で負担してもよいのではないかと。</p>	<p>市立小中学校においては、教育課程の実施やその他学校運営を行うために必要な経費については、公費負担としておりますが、学校・家庭のいずれでも使用でき、かつ児童生徒の所有になる補助教材や、遠足など教育活動の結果として、直接的利益が児童生徒に還元される費用等については、保護者負担としており、各学校において特色を生かした教育活動等を実施していることから、保護者負担となる内容や金額が異なっております。また、給食費についても、献立や地産地消の観点から、各校が独自で決定しています。今後とも、学校教育に必要となる基本的な経費である学校運営予算については、適切な予算の確保に取り組むとともに、補助教材等の保護者負担についても、その軽減に努めてまいります。</p>
7	<p>経済的貧困家庭に就学援助などをされているが、これに関係なく、就学・学校でかかるものに対して、物品配給など、全世帯に支援はないのか。 見えない子どもにかかるお金があることは、経済的なところで妊娠することを考える一因になっているのではないかと。</p>	<p>教育課程の実施やその他学校運営を行うために必要な経費は、原則として公費負担としておりますが、本市学校徴収金事務の手引きにある要領に基づき、児童生徒の個人所有となるものや個人へ利益還元されるもの、衛生的見地から個人用とすべきもの等については、児童生徒の保護者等が負担するものとしておりますので、物品配給などの対応は行っておりません。教材費等の家庭負担については、低学年で使用する「算数セット」について、使用期間が短いことや高額であることに配慮し、保護者による購入としていたものを見直して、全小中学校において学校が整備するよう推進するなど、負担の軽減に配慮した取組を進めており、今後とも、負担軽減に努めてまいります。</p>
8	<p>保育園の保育料に関して、兄弟で在籍している場合、2人目以降の負担額が変わる。不妊で悩んでいる家庭が多く存在する昨今、なかなか妊娠に望まれず、兄弟の年齢が開いてしま</p>	<p>保育料の多子軽減につきましては、国の制度に基づき、同一世帯から教育・保育施設等に同時入所している場合に、2人目以降の保育料を軽減しており、上から2人目の場合は基準</p>

	<p>うケースもみられている。保育園在籍に関係なく、子どもの人数において保育料の負担軽減を検討すべきではないか。そうすれば、出産・子育ての希望も持てるのではないか。</p> <p>保育園が終わっても、その後、子どもにお金がかかる。少しでも子どもにかかる費用が少なくなる見込みがあれば、子どもを育ててみようとなるのではないか。</p> <p>若年者が結婚を躊躇する理由に、低所得というのも理由にあがっている。長期的な子育てに関わる費用という面で、検討されているのか（在籍中だけというのは、一時の支援にみえてしまう）。</p>	<p>額の2分の1に、上から3人目以降は無料としております。なお、両親世帯のうち、市民税所得割税額57,700円未満の場合は、児童の年齢を問わずに2人目を2分の1に、3人目以降を無料に軽減しております。</p> <p>また、結婚や子育てに関する経済的な支援につきましては、結婚に伴う住宅取得費用や引越費用等の一部を助成する結婚新生活支援事業や不妊治療費助成、妊産婦や高校3年生相当までの子どもの医療費助成、0～2歳児の保育料の軽減、3～5歳児や第3子以降の保育料の無償化、第3子以降などの副食費等の軽減や一時預かり事業等の利用料の無償化など、結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に取り組んできたところであります。</p> <p>今後も御意見、御要望を参考にさせて頂きながら、子育て環境の充実に努めてまいります。</p>
9	<p>他の市町村では、出産したらお祝い金が出たり、東京都では、10万円分の商品と交換という制度が取り入れられていたりしている。</p> <p>経済的な負担を減らすために、出産されたら木の授与ではなく、お金でお祝いするというのは検討されていないのか。</p>	<p>本市におきましては、令和3年度に「妊娠・出産・子育てに関する不安感について」アンケート調査を実施しており、その項目の1つとして「経済的な負担感」についても調査を行ったところであり、その結果としては、経済的な負担に関する回答が他の項目に比して際立って多いものではないことが確認されております。</p> <p>今後も、引き続き、市民ニーズの把握に努め、必要な支援策について検討してまいります。</p>
10	<p>『子どもの家事業』の今後の取り組み方針について、「定期及び随時の訪問調査」とあるが、どのクラブに何回行ったのか？指定管理者に指示だけしているのではないのか？</p>	<p>令和3年度には指定管理者制度を導入した子どもの家を対象に、令和3年4月に聞き取り調査を行ったほか、令和4年2月に本市モニタリング制度に基づく実地調査を行い、そのほか、支援員からの保育の相談を受けた場合など、随時訪問を行ったところであります。</p> <p>今後も、適正に子どもの家の訪問調査を行うことで、児童の育成環境の充実に努めてまいります。</p>
11	<p>『家庭や地域における子育てを支援します』について、子どもの家の午前中に行っていた子育て支援を毎日（平日）ではなく、週2日にしたのはなぜか。</p>	<p>子どもの家の子育て支援事業につきましては、各施設の利用状況や周辺の子育てサロン等の設置状況を踏まえ、利用者が少ない一部の子どもの家については、開設日数の調整などを行い、多くの親子が決まった場所に集まることで、本事業の目的である乳幼児や保護者の遊び・交流の機会を増やすことに努めたところであります。今後も利用状況や利用者の意見を聞きながら、各施設が子育て世代の支援に役立つよう取り組んでまいります。</p>
12	<p>『子育てにおける安全安心の環境を整えます』について、8月30日付下野新聞「県警によると、児童虐待認知224件最多」とあるが、市や児童相談所の通告件数は横ばいである。この違いはなぜか。</p>	<p>8月30日付下野新聞の記事につきましては、市や児童相談所で受け付ける通告件数は、警察からの通告に加え、近隣住民や学校などからの通告を合算した件数になっているため、算出方法に違いがあります。</p> <p>引き続き、本市では、市民などからの通告や児童相談所から送致された案件について、適切に対応してまいります。</p>
13	<p>重点事業として書かれている「通学・通所における移動支援の推進【新】」について進捗状況が説明されていないようです。</p> <p>放課後等デイサービスの充実により、障がい児については放課後も学びを得る機会が出来、学校と家庭以外の社会がある事、介護者にとっても放課後の時間が延びることと、送迎していただけることで、送迎負担が減り、就労の機会が得やすくなりました。しかし、放課後等デイサービスは18歳まで利用できるサービスです。障がい児は18歳になると急に障がいが無くなるわけではありません。卒業後、日中活動の事業所と家庭との往復で社会とのつながりが乏しくなることはもちろん、日中活動事業所へは現在多くが介護者が送迎を行っていま</p>	<p>本市の移動支援事業におきましては、単独での通学通所が困難な障がい児・者に対し「通学通所支援」を実施し、自宅と、日中活動系サービス事業所又は送迎バスの停車地点との間の移動を支援しております。</p> <p>本事業におきましては、ひとり親世帯だけでなく、主たる介護者が高齢であることや、他の家族の送迎・介護を行うことなどにより、障がい者の移動中の介護ができない場合について、個々の状況を考慮しながらサービスを提供しているところであり、引き続き適切な制度運用に取り組んでまいります。</p> <p>また、日中活動系サービス事業所における送迎の実施状況や、グループホームにおける支援</p>

す。送迎バスがある事業所でも、事業所と家をドアツードアで送迎してくれるところは少なく、送迎車停車地点（例：駅やとちぎ福祉プラザ等）まで車で送って行かなくてはならない状況です。介護者は年々歳を取り、体力的にも運転技術も心配になってきます。18歳以降の障がい者の活動は、介護者の気力と体力に頼らざるを得ません。また、今後、放課後等デイサービスを利用して就労機会を得ていた介助者が、送迎の関連から就労の機会を失ったり、制限が発生することが増えることが予想されます。障がい児者がいる家庭には、障がい児者本人だけでなく、きょうだいもいます。介助者の年齢的に祖父母といった高齢者の介護の問題も発生しています。介護の問題は、同居している家族の介護だけでなく、遠方の親の介護である事も多くあるのです。しかも急に発生することもあります。ひとり親世帯等だけの問題ではありません。障がい児者の移動に関する問題は全ての家庭においての問題であると捉えて、早急に対策を考えていただきたいです。

***移動支援に関連する事。**

学校を卒業し、就労や事業所への通所が決まり、次に保護者が考えることは、親亡き後の生活を、親が元気なうちに考えて、移行させていくことです。入所施設は増えない中、グループホームがいろいろ出来ていますが、多くの保護者が入居させることに躊躇する理由は下記です。

「もう少しなんとか保護者が頑張れるから。今いれたら可哀そう。」この「可哀そう」と思う大きな理由が①②③

①安定して通えている日中活動の事業所に継続して通いながら本人に合う生活の場であるグループホームに入居をさせたい。しかし、グループホームから日中活動を行っている事業所に送迎は無いため、日中活動の事業所がドアツードアでそのグループホームに送迎をしていただけないと利用できない。グループホームまで送ってもらえないため、グループホームに入れられない。

②日中支援型のグループホームに入居すれば、日中活動も生活も一か所で済むのではないかと思うかもしれませんが、支援を受けて生活できればいいのではなく、日中活動が大切です。日中支援型のグループホームで行われている日中活動はほとんど無いに等しく、クオリティライフの観点から、入居させたいと思わない。コロナ禍で多くの方が外出制限を経験し、それがどれだけストレスであり、生き甲斐が失われることか、理解いただけると思う。何か月かの事ではなく、何年も何十年もの生活の事です。日中活動支援型のグループホームに入居しても、可能な限り日中は別の事業所も利用できるようにしてメリハリのある生活をさせたいと考えた時、①と同様に移動の問題が出てくるのです。

③気に入ったグループホームに入居するために、送迎もしてくれる日中活動の事業所を探すのが難しい。日中活動はどこでもいいわけではない。環境の変化に非常に弱い人が多く、簡単ではない。

これらを考えても、移動が出来ない問題が非常に大きいと受け止めて考えていただきたい。道路1本間にあってもその間の移動が難しい障がい者が多いことを理解してほしい。

最近保育所の送迎等で取り組まれているようですが、送迎ステーションを作り、各事業所

については、様々な状況にありますことから、引き続き実態の把握に努めてまいります。

	<p>からステーションに送ってもらい、そこから、各家庭やグループホームなど、生活の場所に送ってもらうなど、市が援助していただき、事業所が協力して送迎を考えるシステムとか、何か効率も良い移動ができないでしょうか？市が中心となってこの問題を解決に向けて検討していただきたいです。</p>	
1 4	<p>日中一時支援について、放課後等デイサービスが充実してきていることは非常に有難いことです。しかしその関連もあるようで、日中一時支援事業を行っている事業者が非常に少なくなりました。この点はどのように図られているのでしょうか。障がい児だけでなく、障がい者の将来を見据えた健全育成を図るための主に、休日等の日中活動の場と対策を考えていただきたい。</p>	<p>日中一時支援事業を行う事業所は、放課後等デイサービスが開始された平成24年度において68か所、令和4年度においては67か所と、ほぼ横ばいとなっております。 引き続き、日中活動の場の提供や保護者の休息等の確保が図られるよう、利用者の実態やニーズ等を把握しながら、サービスの提供に取り組んでまいります。</p>
1 5	<p>成長段階に応じた一貫した切れ目のない支援とは、幼児期から学齢期の間だけのことでなく、障がい者福祉プランと連携して、障がい児が学校卒業後の生活にスムーズに移行して行けるよう対策を考えていただきたい。 宮っこ子育て・子育て応援プランは図にあるように、様々なプランや計画と連携していると書かれています。放課後等デイサービス等を利用するにあたり、多くの保護者がセルフプランを立て利用していると思います。学齢期から相談支援員が関係して、卒業後の生活へのアドバイスが継続的に出来るよう、相談支援員の育成を推進して欲しいです。保護者がなんでもやるセルフプランではなく、情報も経験もある相談支援員が早期から関わることが望ましいと考えます。相談支援員の育成について、取り組みはされているのでしょうか？また、学齢期の障がい児を抱え、放課後等デイサービスの利用を考えている保護者に対して、セルフプランではなく、相談支援員とつながる事を推奨する取り組みはされているのでしょうか？</p>	<p>相談支援員の育成につきましては、市内の相談支援事業所をはじめ、障がい児・者へのサービス提供事業所に対し、県等が実施する相談支援専門員初任者研修等の受講勧奨をするなど、人材育成の支援を図るとともに、こうした事業所への情報提供・助言等による支援に取り組んでおります。 また、障がい児・者がライフステージに応じたサービスの円滑な利用により、切れ目のない支援が受けられるよう、相談支援員と関わりを持つことが有効でありますことから、放課後等デイサービスや障害者総合支援法によるサービス（短期入所等）を利用する方の保護者に対しては、サービスの利用相談や申請手続などの機会をとらえ、学校卒業を見据えながら、相談支援員と早期に関わることのメリットについて説明しているところであります。 引き続き、こうした取り組みを実施し、サービスの円滑な提供を推進してまいります。</p>
1 6	<p>障がい児者に対する社会全体の理解促進をどのように推進しているのでしょうか？また、障がい児者の継続的な学びの機会について検討は進んでいるのでしょうか？ 障がい児者及びその家族が公共の場所において、じろじろ見られたり、言われたりすることがあります。介助者にとって障がい児者を公共の場に連れていくことそのものがハードル高い事であり、さらにその場所で何か人に言われたり見られたりすることで辛い思いをすることも度々です。障がい児者の特性について、様々な施設の職員・スタッフの方に研修等で理解促進を進めていただくとともに、一般の方からの無理解な申し出があったときに、その事に対してきちんと説明できるような職員研修等、理解啓発に取り組んでいただきたいです。障がい児者に対する一番の理解推進は、障がい児者と接する事だと思います。自然に触れ合う・障がい児者を目にする機会が増えるような環境を作って欲しいです。また、障がい児者の学びの機会として、健常児者なら当たり前に行っているスクールや講習会がありますが、学べるようなチャンスがほとんどありません。 特に学校を卒業した障がい者は、運動する機会が非常に少なくなり、健康にも関係してきます。障がい児者を対象にした教室（例えばプール教室や指導）や対策（例えば、プールのレーン貸し・障がい児者優先利用曜日と利用レーンの設置等）、障がい児者は一人では行動が難</p>	<p>障がい児・者に対する社会全体の理解促進につきましては、本市において、平成27年度から、障がいのある方が手助けをしてほしいことなどを記載できるヘルプカードを作成・配布し、平成29年度から、配慮を必要とするサインであるヘルプマークを配布し、障がいのある方が支援を受けやすい環境づくりに努めるとともに、平成28年度から、障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで必要な支援の提供についての啓発動画を作成・放映し、令和元年度から、ヘルプカード、ヘルプマークの周知用ポスターを作成し、市有施設等への掲出を実施しているところであります。 また、障害者差別解消法の施行に伴い、市職員に対しては、平成28年度より、「障がい理由とする差別解消推進に関する宇都宮市職員の対応要領」を作成し、障がいのある方への接し方について、職員への研修を実施しております。 今後とも、これらの取組を進めることにより、障がい児・者に対する理解の促進に努めてまいります。</p>

	<p>しく、それは大人になってもその状況は変わらないので、介護者はもちろん、支援者の支援が一人以上（医療的ケアが必要な障がい児者の場合はさらに複数の支援者が必要）必要であることもあり、この理解啓発等を、市の施設など出来るところからお願いしたい。</p> <p>ごく普通に、障がい児者も運動や水の中で泳ぐことを楽しめるようになりたい。ただそれだけのことが現在非常に難しいです。</p>	
17	<p>どの項目に限らず、全体的に言えることだが、どのような調査を行い、またその母数がいくつなのか、それをどう評価しての結果になっているのかが見えないために、ここに表記されている目標値や評価を、どう評価すればよいのかわからない。</p> <p>全体像や根拠が見えずに結果だけを見て評価することは差し控えたい。評価結果○から先、伸び悩んでいる現状をどうとらえているのか、そこに対してどういった施策を打ち出そうとしているのかご教示願いたい。</p>	<p>調査の概要につきましては、数が多いことから全てを記載することは致しませんが、代表的なものとして、各基本目標の目標指標で設定している「市政に関する世論調査」の概要は下記の通りです。また、評価につきましては、資料1大項目5(2)「評価の方法」の通りです。</p> <p>基本目標ごとの評価結果について、各基本目標のうち、評価が「△」となっているものについて、重点的に取り組んでいく必要があると考えておりますことから、「2課題」と「3取組の方向性（課題への対応）」については、主に評価が「△」の事業について言及しているところであります。</p> <p>≪「市政に関する世論調査」の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地域 宇都宮市全域 調査対象者 満18歳以上80歳未満の日本国籍を有する市民4,800人 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出 調査方法 郵送法（インターネット回答併用） 有効回答数 2,319（48.3%） <p>うち、10歳代：32、20歳代：144、30歳代：304、40歳代：398、50歳代：409、60歳代：449、70歳以上：559、年齢不明：19</p>
18	『子育て支援の充実 待機児童』について、満足度100%を目指しているわけではないのか。目標値が34.7%というのは何を目標にしている数値なのかご教示願いたい。	「子育て支援の充実」の市民満足度につきましては、「子育て支援の充実」に係る施策事業全体の満足度であり、当該プランの第1次計画後期計画期（平成26年度～平成31（令和元）年度）における数値の推移を踏まえ、平成30年度の基準値から順調に推移した場合の数値を目標値として設定したものであります。
19	市民満足度の結果・評価で、早期発見に向けた啓発活動などへの取組により市民満足度の増加につながっていると考えられていますが、『2.課題』の所に「効率的・効果的な周知活動に取り組んでいく必要がある。」とされている。具体的な取り組みの違いを教えてください。	困難を抱える子どもや家庭への支援につきましては、これまで、広く市民に向けに市ホームページや広報紙等による周知啓発に取り組んでまいりましたが、「2課題」にありますように、更なる効果的・効率的な周知が必要でありますことから、「3取組の方向性（課題への対応）」のとおり、新たに啓発物の作成・配布や出前講座による周知啓発に取り組むものであります。
20	恥ずかしながら「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の詳細がよく分かっていませんでした。資料を見ることで宇都宮市のすべての子どもたちや子育て家庭、未来の子どもたちへの支援計画等が分かり易く可視化されており、理解することができました。	本プランにつきましては、令和6年度末に中間見直しを予定しておりますので、子ども・子育て会議委員の皆様のご意見を伺いながら、引き続き、市民の皆様にとって分かりやすい計画となるよう努めてまいります。
21	様々な目標がおおむね順調なことがわかりましたが、コロナのような予想外の問題等が発生したり、社会の変化で生じる問題などがあつたりしてそれぞれに対応してゆく大変さを感じられました。	新型コロナウイルス感染症や社会環境の変化などにも柔軟に対応できるよう、今後も本プランに基づき子育て環境の充実に努めてまいります。
22	児童生徒の安心で安定した生活には、保護者、家庭の状況が安定していることが、土台として欠かせないものと、学校では認識している。しかし、具体的な保護者への支援制度等、どのような対応が可能であるかなどの知識が学校には不足している。	本市におきましても、ご指摘の通り、保護者や家庭の安定が子どもの生活を安定させるうえで大変重要であると認識しております。 <p>これまでも、「子どもの貧困」や「児童虐待」、「ヤングケアラー」の早期発見に向けた啓発</p>

	家庭の状況を子どもたちの身近で把握しやすい学校において、他機関による支援方法を、もっと理解を進める必要を感じる。	活動の一環として、学校を通した保護者への周知や教員への周知を行ってきたところであり、引き続き、これらの取組を推進するとともに、本市教育委員会と連携を図りながら、支援を必要とする子育て家庭や子どもたちを円滑に関係機関につなげられる環境整備に努めてまいります。
23	幼稚園から認定こども園への移行、小規模保育園の開設等、待機児童解消への取り組みは大いに評価できるが、まちづくりの観点からは、幼保施設と地域との連携が若干希薄になった感がある。	<p>保育施設の整備・幼稚園から認定こども園への移行に当たっては、各区域・年齢の保育ニーズを把握して整備等を実施しており、今後も区域ごとの保育ニーズの把握に努め、供給体制の確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、保育所等においては、地域の協力・理解を得ながら、地域の人々と共に子どもの育ちを支えていくことが重要となっていることから、施設が地域に開かれた社会資源として、関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図ることができるよう、引き続き支援に取り組んでまいります。</p>
24	コロナの影響があると評価しているので、どこかで、「コロナの影響」について、どのような影響があったかをまとめておく必要がある。	参考資料1-1中「令和3年度の評価（成果や課題）」において、その影響につきましても記載しておりましたが、次年度以降、より分かりやすい表現やまとめ方について検討してまいります。
25	基本目標の評価は基本施策目標が概ね順調の評価であることから、課題には対応しながら改善に取り組み、よりよい取り組みを今後も継続して行ってほしい。	社会環境の変化などにも柔軟に対応できるよう、引き続き、本プランに基づき子育て環境の充実に努めてまいります。
26	<p>妊娠に関する正しい知識と普及啓発がどのようになされているかを資料から読み取ることができなかった。事前に出会う必要のあるこの知識は、高校生の頃から行うのが良いのではないかと考える。科学的説明、法的なサポート、ライフプランと合わせ、授業の中でも扱っていただきたい。</p> <p>万が一、ひとり親になる可能性も含め、そのサポート体制を伝える必要があると思う。</p>	妊娠に関する正しい知識の普及啓発事業として、本市では、思春期の若者を対象とした、性と健康に関する正しい知識や情報の提供により、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てる「性と健康に関する思春期の健康教育」や、中学校に産婦人科医を派遣し、専門的立場から性感染症の現状や心身への影響等についての講演会等を開催する「性教育サポート事業」を実施しているところであり、今後においても、教育委員会との連携などにより、正しい知識の周知啓発に努めてまいります。
27	<p>昨年の読書感想文の課題図書や、パーティなどで貸出できる本に、当事者の声を扱った良書がある。中学生17人に1人が当事者という状況のため、クラスで扱うのは難しいかもしれないが、学校図書などで、おすすめの書籍として紹介するなど、教育現場とより連携した啓発の方法もあると思う。</p>	一部学校においては、読書感想文の課題図書を購入し、「おすすめ図書」として児童・生徒に紹介する取組を行っているところではありますが、ヤングケアラーなどに関する周知啓発につきましては、ご提案の内容について参考にさせていただきながら教育委員会とも連携し取り組んでまいります。
28	<p>大学生と話す機会があり、彼らが言うには、パートナーと理解を深めることに対する心労への不安、ワークライフバランスを十分にイメージできないことへの不安が、結婚や子育てへと向かうにあたって二の足を踏む状態にさせているようだ。基本施策4を達成するにあたって、今後さらなる取組を期待する。</p>	本市においては、結婚、妊娠・出産、育児を機に離職する女性が多い中、働くことを希望する女性が働き続けられることのできるよう、若年層からの就業継続意識や男性の家庭参画の必要性の意識醸成を行うため、女子大学生等を対象に、企業が取り組んでいる子育て支援を学ぶとともに、仕事と子育てに夫婦で取り組み両立している家庭のロールモデルを提供し、家事・子育てを体感する「仕事と子育て家庭のインターンシップうつつのみや事業」に取り組んでおり、その事業を実施する中で、将来のライフプランやワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会について提供しているところであり、引き続き、男女がともに協力し合うことの大切さなどを若年層のうちから学ぶことのできるキャリア形成の教育に取り組んでまいります。

【資料2】「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況と中期見直しについて 議事

意見あり	意見なし
5	21

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>待機児童ゼロの継続とあるが、隠れ待機児童は2022年4月の段階では295名の実績がある。例年、この人数はあまり変わらないのでは？国の統計の方法では待機児童ゼロとできるが、実際に入所できず困っている家庭が295名いる現状を受け止めてほしい。</p> <p>以前、市議会にて、保育人数は充足しているが一部の親が特定の保育園を希望しているためと部長が回答されていたが、特定の保育園にいれざる終えない事情があるから、希望をしているのではないのでしょうか。それに対して、この確保する計画はマッチしているのでしょうか。</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、「子ども・子育て支援法」において、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容等を定める計画となっておりますことから、本市の支援事業計画における需給管理につきましては、区域ごとに保育ニーズを把握し、施設整備を進め、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現の達成を目指しております。</p> <p>また、希望する保育園以外にも入所のあっせんを希望するご家庭のうち、入所が決定しなかったご家庭に対して、毎月の入所選考後、自宅から近い保育所など入所可能な施設を、情報提供として通知する支援をおこなっております。</p>
2	<p>これから2号・3号認定を確保する方向とのことだが、それはニーズにあっているか、人数が増えている地域に合わせられているか、今後、人数が増える地域に合わせられるか、示していただきたい。</p> <p>また、LRTの地域住民向けの説明ではLRT沿線の保育環境の整備と計画があったが、それ以降、その話が反映されているものはみることがない。市が住民に対して説明をしたことは、きちんと実行していただきたい。</p> <p>今後、人口が増えるLRT沿線の保育環境などは、どうなっているのか（せっきやく移住してくる人を確保できる絶好のチャンスなのに、保育園がないなどで移住を諦めるケースもでてくるのでは？と懸念される）。</p>	<p>支援事業計画における保育施設の整備に当たっては、区域内で供給体制が不足している中央部・東部・南部において実施しているところであり、令和4年度中には、施設整備が完了する予定であります。その他の局所的な保育ニーズにつきましては、既存施設の弾力化を活用し、効果的・効率的に供給体制を確保してまいります。</p> <p>また、LRTの整備に伴う保育ニーズの増加についても評価を行っており、局所的にニーズが高まっている駅東口周辺においては、令和4年7月に送迎保育ステーションを整備したところであり、他の停留場周辺における保育ニーズについては、既存施設により対応できる見込みとなっております。</p>
3	<p>出産後の育児支援や虐待の未然防止となっているが、実際に訪問を受けた方に聞くと、あまり意味があるものでなかったり、不快な気分になったりしたという話を多く聞き、良かったという話を聞かない。</p> <p>受けた側がどうだったかというアンケートもなく、質の向上というが、訪問する人の個人任せになりやすいのではないかと。ぜひ、受けた側がどう感じたかなど、現状を把握していただきたいが、どのように質を向上しようとお考えなのか伺いたい。</p>	<p>出産後の育児支援に係る訪問事業については、生後4か月までの母子を対象として「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、必要に応じて、地区の保健師につなぎ、継続的な支援を行っております。また、毎月開催する定例会において、訪問指導員から、訪問指導記録票の提出を受けることで、訪問した母親や児に関する必要情報の共有を図るとともに、年2回の研修会開催により、訪問に必要な知識・技術の更なる向上を図るなど指導員の資質向上に努めております。</p>
4	<p>養育支援訪問事業について、事業概要では「家事援助等」とあるが、訪問事業しか評価されていない。計画と実施内容はあっているのか。</p>	<p>養育支援訪問事業につきましては、訪問事業による指導と家事援助等を実施しているところであります。今後は、ご指摘のありました家事援助等について、利用実績件数を併記してまいります。</p>
5	<p>コロナに伴い、子育てサロンは予約制に変わったが、子育てをしていると、当日行く場所に困ることが多い。気軽に利用しにくくなっているため、気軽に利用しやすくなるよう仕組みを検討していただきたい。前日までの予約だと、行くということにハードルがあがる家庭もある。</p> <p>また、子どもの体調も当日にならないと分からないこともあるので、融通のききやすいようにしてほしい。ただでさえ、コロナで人との関わりが少なく、孤立した育児になりやすい</p>	<p>子育てサロンにおいては、安心・安全に利用いただけるよう、換気や消毒、検温などの感染防止対策を行うとともに、利用者間の一定のスペースを確保するため、予約制を取り入れているところです。予約につきましては、前日だけでなく、当日の受付でも利用することが可能となっております。</p> <p>また、孤立した育児環境とならないよう、子育てサロンにおいては相談体制を整えており、随時、電話で対応できる体制を設けているところであります。引き続き、感染防止対策を行い</p>

	環境である。お出掛けしやすい環境作りという点で、どうお考えなのか教えていただきたい。	ながら実施していくとともに、予約時間や利用人数の見直しについても検討してまいります。
6	一時預かりでは未就学児を対象にしているが、小学生を放課後時間に、ハードルが少なく預けられる場所を確保するという計画はあるのでしょうか。 都内ではそのような施設が多くあり、宇都宮市にもあるといいなと思います。	本市の子どもの家については、児童福祉法における放課後児童健全育成事業に基づき、保護者が労働しており、昼間家庭にいない小学生を対象に預かりを行っているところであります。また、介護や疾病など一時的に児童を養育することができない場合にも対象となります。
7	ショートステイの限度が月7日となっているが、この期間で利用者の負担軽減になっているのか。 また、延べ日数を出しているが、どのくらい的人数が平均どのくらい利用されているのかを出すべきなのでは？	ショートステイは、保護者が疾病その他の理由により一時的に養育できなくなった場合に、利用者の負担軽減を目的として適用しており、養育ができない期間が長期にわたることが想定される場合には、必要に応じ一時保護などの検討を行っております。 令和3年度の実績は利用日数が612日、利用人数174人、平均3.5日/人の利用となっております。
8	保育士確保策について、現在国家試験も年2回になり、保育士の人数は年1回の実施よりも増えている。しかし、実際、就労に比例しているかというところではない。 命を扱う職種でありながら、賃金も安く、また長時間の労働拘束など、「資格をとったから就労する」につながりにくい。 宇都宮市として、命を扱う職種として、経験年数で関係なく、妥当な労働賃金を確保することはしないのか。パートも安い賃金のため、責任の重さと比例しないように感じる。	賃金改善など保育士の労働環境の充実に向けた取組の強化につきましては、国の処遇改善策に加え、本市独自に人材確保費の補助制度により支援しているほか、保育補助者の雇い上げ等に対する補助を実施し、保育士の待遇改善や離職防止、保育における安全確保や業務負担の軽減を図っているところであります。 引き続き、国において処遇改善策等の継続的な実施について検討されておりますことから、その動向を注視しながら適切に対応し、保育士の処遇改善をはじめとした、保育士の働きやすい環境整備に取り組んでまいります。
9	計画値の()内に「弾力化」とあるが、どういう意味か。	「利用定員の弾力化」につきましては、施設の空きスペースなどを活用して、保育所等が予め設定する利用定員を超えて児童を受け入れることを意味しております。 本市におきましては、保育所等の入所率が国の概ねの基準である「各年度の年間平均入所率120%以上」とならない範囲で利用定員の弾力化を行い、既存施設を最大限に活用しながら、効果的・効率的に保育ニーズに対応しているところであります。
10	参考欄に、「※少ない方が望ましい」と記載(No.13にも)があるが、ニーズがあるから必要な施設であり、多いとか少ないという言葉は当てはまらないと思う。削除して欲しい。 下野新聞8月21日付、日曜論壇福田氏の文章をどのように受け取っているのか知りたい。	No.15病児保育事業の「少ない方が望ましい」との記載につきましては、お子様が体調を崩している等の理由により、預け先に困っている家庭等が少なくなっていくことは望ましいとの考えのもと、当事業を分かりやすくイメージできる表現として記載いたしました。しかしながら、誤解を招くことのご指摘を踏まえ、本資料からは削除するものといたします。 ※No.7「養育支援訪問事業」No.13「子育て短期支援事業」における「少ない方が望ましい」との表現につきましても、同様の趣旨から記載いたしました。No.15に合わせて、本資料からは削除するものといたします。 また、8月21日付下野新聞の記事のテーマである児童家庭支援センターにつきましては、栃木県の所管となっております。
11	実績数が上昇したこと＝利用者の満足度になっているのか。そういったことへの調査方法などを具体的にご教示願いたい。	支援事業計画につきましては、教育・保育事業等の量の見込みとそれに対応する供給体制などを定める需給管理の計画であり、本市におきましては、この計画の策定や中間見直しにあたり、その前年度に本市の子育て世帯を対象とする子育て等に関するニーズ調査を行い、その結果を量の見込み等に反映しているところであります。 当計画における事業の利用実績が上昇したことにつきましては、利用者のニーズ変化に的確に対応できたものと認識しており、こうした子育て等のニーズを踏まえた事業を着実に実

		<p>施していくことで、引いては利用者の満足度向上につながるものと考えております。</p> <p>なお、保育の提供内容や保育中の安全管理など、個別具体的な活動に対する利用者満足度につきましては、各施設においてアンケート等を通じて把握・対応することが適当であると考えており、こうした取組も含め様々な手法を活用しながら、さらなる保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>
1 2	2・3号の待機児童解消のための施策は理解できるが、保育者不足や各園での定員割れがあるのも事実なので、まずは子ども子育て支援事業計画にしっかりと働き方改革への提言等も含めていただきたい。	<p>ご提言の保育士の確保や処遇につきましては、関連施策であるワークライフバランスの確立等も含めて本計画に位置付けており、保育現場で働く方を含め、全ての方が安心して就労できる環境の一層の推進に向け、取組を推進しております。</p>
1 3	1号定員割れを起こしている幼保連携型認定こども園は、その分2・3号の定員増をすることによって減算となり、給付費が大幅に減少するにもかかわらず職員の雇用を増やさなければならぬパターンもある。単に待機児童解消のために枠を増やすことだけでなく、定員増を検討している施設を守るための計画案を出していただきたい。	<p>認定こども園の利用定員につきましては、1号部分は入所児童数の実情に基づき設定できることとしておりますが、第2期支援事業計画の期間中は、保育ニーズが高止まりすることが見込まれていることから、2・3号部分については、保育所等と同様に、増加の場合のみ定員変更を行っているところであります。</p> <p>現在、特定条件を満たす施設が2・3号部分の利用定員を引き上げた場合に、公定価格の差額の一部を補助する「保育所等利用定員増員促進費補助金」を実施しておりますが、将来的には少子化に伴う定員割れ等の課題も見込まれますことから、効果的な支援のあり方について、今後、検討してまいります。</p>
1 4	幼児教育に携わるものとしては、「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の幼児期の教育・保育の質を高めながらニーズに答えられるかが課題となりました。今後の幼児教育・保育を考えるきっかけとなりました。	<p>本市においては、支援事業計画に基づき、教育・保育の量的な確保を行うのみならず、改訂保育所保育指針の内容を踏まえた「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラムⅡ」を令和2年3月に策定し、その質の確保に向けた総合的な取り組みを併せて推進しております。</p> <p>今後とも、保育の質の確保・向上を図ることで、誰もが安心して教育・保育施設を利用できる環境を、一層充実させてまいりますので、施設としてもご協力賜りますようお願いいたします。</p>
1 5	出生率を上げることは困難と思われませんが、様々な支援によって改善された問題も多く子育てしやすい環境が整っていると思われまます。	<p>今後も妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に取り組み、子育て環境の充実を努めてまいります。</p>
1 6	別紙2及び参考資料2の裏面に検診を受けた人数を評価基準としているが、実施割合を評価基準とすることが適切と考える。実施割合を併記することが適当と考える。	<p>御意見のとおり、今後は、受診者数と合わせて実施割合（受診票利用率）を併記することと致します。</p>
1 7	上記①と同様に実施割合（100%を目指すこと）が重要であることから、実施割合を併記することが適当と考える。	<p>御意見のとおり、今後は、訪問人数と合わせて実施割合（訪問実施率）を併記することと致します。</p>
1 8	別紙2の参考欄に「※少ないほうが望ましい」と記載されているが、究極的にはそうなのかも知れないが、当所での継続ケースをみても養育支援事業が必要だと思われる家庭に支援が入っていないケースが散見される状況で、未だ必要とする家庭に全て支援が行き届いている状況にはないと思われる。また、今年度改正された児童福祉法においても、今後、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が明示されている中で、利用実績が計画値を下回ったことで評価を「◎」とすることは疑問。今後は、国の新設事業を活用すると共に、養育支援訪問事業の対象拡大や事業内容の拡充を図る必要があると考える。	<p>養育支援訪問事業の評価につきましては、指標を見直すなど、よりわかりやすい評価となるよう検討してまいります。今後は、国の施策の動向を注視しながら、必要な施策事業の充実・強化に努めてまいります。</p>

<p>19 別紙2の参考欄に「※少ないほうが望ましい」と記載されているが、究極的にはそうかも知れないが、市の子育て短期支援事業が利用できないため児童相談所で一時保護を行うケースも散見される状況で、子育て短期支援事業が必要な家庭の全てで利用出来ている状況にはないと思われる。今後は、国において拡充される子育て短期支援事業を積極的に活用すると共に、現在の子育て短期支援事業の利用料金及び利用期間の見直し、事業内容の充実等が図られることをお願いしたい。また、今年度から他市において実施を始めた、里親による子育て短期支援事業の実施についても検討いただきたい。</p>	<p>子育て短期支援事業の評価につきましては、指標を見直すなど、よりわかりやすい評価となるよう検討してまいります。今後は、国の施策の動向を注視しながら、必要な施策事業の充実・強化に努めてまいります。</p> <p>また、里親による子育て短期支援事業の実施につきましては、栃木フォスターリングセンターの協力を得ながら検討してまいります。</p>
---	---

【資料3】宮っこの居場所の開設状況について 情報提供

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>親と子の居場所について、3か所のモデル事業を実施したが、そこでの課題を分析し、全市民に広げることが必要ではないか。</p> <p>また、食材やボランティアのネットワーク化を図り、どこ施設も資源を利用できるようにすべき。</p>	<p>「親と子どもの居場所」につきましては、令和2年9月から市内2か所でモデル事業として実施し、関係性の貧困の解消に向けた有効な事業であることを確認するとともに、課題としては子育て家庭が身近な場所で気軽にできるようにする必要があることが明らかとなりました。</p> <p>このことから、子育て家庭の利便性を考慮した地理的条件、人口等を総合的に勘案して設定された「教育保育提供区域（5区域）」ごとに親と子どもの居場所を設置することとし、本年9月より新たに3か所を開設したところであります。</p> <p>居場所への支援の申し出について窓口をまとめて欲しいとのご要望があったことを踏まえ、令和4年3月に「宮っこの居場所応援連絡会議」を設立し、支援をしたい市民や事業者と支援を受けたい居場所の運営者をつなぐ取組を実施しております。これまでに寄附金や食材につきましては、応援連絡会議を通じて分配するとともに、ボランティアにつきましては、各居場所のニーズを把握したところであり、今後関係団体や大学等と連携を図りながら居場所につなぐ仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
2	<p>もう少し数を増やすことにより孤立する子どもや親子が減るのではないか。もしくは独自で同じような事業を行っている箇所に対しての支援を行ってはどうか。</p>	<p>子どもが身近な地域で気軽に居場所を利用することができるよう、「子どもの居場所」の設置促進を図るため、居場所の設置運営に要する費用の助成や専用の相談窓口の設置を行ったほか、居場所づくりに関する市民の理解促進を図るための講演会の実施を予定しているところであります。</p>
3	<p>東部地区（清原・瑞穂野地区）を含めて、出来るだけ空白区を作らないよう希望する。</p>	<p>子どもが身近な地域で気軽に居場所を利用することができるよう、「子どもの居場所」の設置促進を図るため、居場所の設置運営に要する費用の助成や専用の相談窓口の設置を行ったほか、居場所づくりに関する市民の理解促進を図るための講演会の実施を予定しているところであります。</p>
4	<p>開設前、開設後共に、地域への情報提供（市内全般での情報の共有）が不足しているとの意見が多い。</p>	<p>子どもの利用促進と居場所の安定的な運営のためには、地域の皆様のご理解とご協力をいただくことが重要であると認識しておりますことから、居場所の開設と運営にあたりましては、これまでに地域まちづくり推進協議会全体会や民生委員児童委員協議会主任児童委員部会などでご説明したところであり、今後におきましても地域の皆様へ適宜ご説明・ご連絡を行ってまいります。</p>
5	<p>市の関わり「民営(財政補助)」について、1件あたりの補助金額をご教示ください。</p>	<p>居場所の開設補助として上限5万円（開設初年度のみ）、運営補助として最大で12万円（年100回開催時）補助しており、初年度は合計で17万円となっております。</p>

【資料4】公立の保育所の民営化について 情報提供

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>民営化の流れは進んでいるが、まだ進んでいない夜間保育や遅い時間までの預かりを、市主導で進めていくべきなのではないか。夜間保育ができる施設は、宇都宮市では認可外施設しかなく、以前、認可外施設で事件が起こったことが活かされていないと思える。</p> <p>また、保育士の確保という面で、公務員採用というのはメリットでもある。公務員だから働きたいという保育士は一定数存在するが、これに関してはどうお考えか。</p> <p>公務員数は法律によって決まっているため、民営化されることで公務員数が減り、宇都宮市にとってデメリットではないか。</p>	<p>本市では、多様な保育ニーズに対して効果的・効率的に対応していくため、公立園・民間園の役割をそれぞれ位置付けているところですが、特別保育の実施については、民間園の柔軟性や機動性を最大限に発揮できる事業として、主に民間園が担っていくこととしております。また、本市の夜間保育につきましては、保護者の終業時間が、日常的に午後6時以降となるご家庭を対象としており、現在、認可保育所1施設において実施しております。</p> <p>そのような中、民営化に伴い実施していただく特別保育については、ニーズ調査に基づき捉えた地域のニーズ動向を踏まえて検討したところであり、松原保育園については、特にニーズの高かった一時預かり保育、長時間延長保育を、東浦保育園についてはそれに加えて休日保育の実施を条件とさせていただいたところです。</p> <p>保育士の確保については、国の動向を踏まえながら、処遇改善等を推進することで、公立園・民間園問わず、全ての保育士の方が安心して就労できる環境の整備に努めてまいります。</p> <p>また、民営化につきましては、地域の保育ニーズにお応えしていくため、実施させていただくものです。</p>
2	<p>施設が老朽化するタイミングで民営化ではなく、施設が老朽化するタイミングで、やれていない部分を実行していくべきなのではないか。</p> <p>働いている親は、昼間だけではない。夜も働いている人がいるからこそ、私たちの生活ができています。少数の人にも焦点をあてるべきであるが、どうお考えか。</p>	<p>民営化については、施設の老朽化のみならず、特別保育のニーズの高まりへの対応など、様々な点を総合的に判断し、決定させていただいたところです。</p> <p>また、保育所等の公益施設においては、地域全体のニーズを捉えたサービスを提供していくことが重要であると考えておりますことから、民営化に伴い実施する特別保育については、地域全体のニーズ動向を踏まえて、判断したところであります。</p>
3	<p>公立保育園の民営化を一定必要であるが、現在のようなコロナの状況など、特別な時に対応できるのは、公立保育園の役割が大きい。民間保育園での対応が難しくなった時には、公立保育園を中心に全体でカバーできる仕組みが必要ではないか。</p>	<p>公立保育園については、地域子育ての相談や、民間保育施設の支援など、独自の役割・機能を持っていることから、全ての園を民営化していくという考え方ではなく、石井保育園などの4園を、公的機能を存続させる基幹園と位置付け、将来に渡り、公立保育園としての役割・機能を発揮していくこととしております。</p> <p>今後とも、基幹園を中心とした公立保育園と、民間保育園がそれぞれの役割を担いながら、多様な保育ニーズに対し、適切に対応してまいります。</p>

【その他の御意見】

No.	委員からの御意見	回答
1	<p>中核都市として、「児童相談所」の設立を望みます。</p>	<p>児童相談所の設置につきましては、保健と福祉の責任・権限を有する中核市の強みを生かしながら、児童虐待の相談から支援、保護までの一貫性のある対応が可能となるなどのメリットがある一方で、寄り添い型の支援と子どもの保護などの介入を同一機関で実施することにより、保護者との関係性の構築に支障が生じることや児童福祉司や児童心理司などの専門的な人材を確保することの困難性などの課題があるものと捉えております。</p> <p>今後、国や県の動向を注視するとともに、児童相談所を設置した中核市等からの情報収集や先進地視察の結果を踏まえ、児童相談所設置に係る諸課題について検討を進めてまいります。</p>